



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第605号 令和5年7月7日発行

目次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
3 2 7	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課
3 2 8	指定居宅サービス事業の廃止について届出があった件	長寿いきがい課
3 2 9	森林管理重点地域の指定を解除するに当たり指定の解除の案を縦覧に供する件	スマート林業課
3 3 0	土地改良区の定款の変更を認可した件	農山漁村振興課
3 3 1	森林管理重点地域を指定するに当たり指定案を縦覧に供する件	森林整備課

【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
8 0	政治資金規正法の規定に基づき届出のあった政治団体の名称等を公表する件	
8 1	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があった件	
8 2	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の解散の届出があった件	
8 3	不在者投票を行うことができる施設を指定した件の一部を改正する件	

徳島県告示第三百二十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和五年七月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 申請の概要

1 申請者

名 称 日亜化学工業株式会社

住 所 阿南市上中町岡四九一番地一〇〇

代表者 代表取締役 小川裕義

2 工場又は事業場

名 称 日亜化学工業株式会社 本社

所在地 阿南市上中町岡四九一番地

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十三号ホに規定する廃ガス洗浄施設及び第六十六号に規定する電気めつき施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和五年七月七日から

令和五年七月二十八日まで

2 場所

徳島県危機管理環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課

徳島県告示第三百二十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和五年七月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類		廃止の届出	廃止
名称	所在地	名称	所在地	訪問介護	令和五年五月十七日		
株式会社 t-s t y l e e 1	徳島市西二軒屋町二丁目三 九―四ヴィラ眉山A二一六 号室	ヘルパーステーショ ンらんまん	徳島市西二軒屋町二丁目三 九―四ヴィラ眉山A二一七 号室				令和五年六月一日

徳島県告示第三百二十九号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十七条第一項の規定に基づき森林管理重点地域の指定を解除したいので、同条第二項において準用する同条例第十四条第三項の規定により次のとおり告示し、令和五年七月七日から同年八月七日までの間、指定の解除の案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定の解除をしようとする区域の森林所有者等その他の利害関係人は、縦覧の期間の満了の日までに、知事に指定の解除の案についての意見書を提出することができる。

令和五年七月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定の種別

第二種森林管理重点地域

二 指定を解除しようとする区域

吉野川市美郷字大鹿二二四の一及び二二四の二

三 縦覧場所及び意見書の提出先

郵便番号 七七〇・八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県農林水産部スマート林業課森林企画担当

電話番号 。八八・六二一・二四八二

徳島県告示第三百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年七月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

土地改良区の事務所の所在地及び名称	認可年月日
徳島市下町 下町土地改良区	令和五年六月二十二日

徳島県告示第三百三十一号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十四条第一項の規定に基づき森林管理重点地域の指定をしたいので、同条第三項の規定により次のとおり告示し、令和五年七月七日から同年八月七日までの間、指定案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定をしようとする区域の森林所有者等その他の利害関係人は、縦覧の期間の満了の日までに、知事に指定案についての意見書を提出することができる。

令和五年七月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定の種別

第一種森林管理重点地域

二 指定をしようとする区域

吉野川市美郷字大鹿二二四の一及び二二四の二

三 縦覧場所及び意見書の提出先

郵便番号 七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県農林水産部森林整備課林地保全担当

電話番号 。八八―六二一―二四五〇

徳島県選挙管理委員会告示第八十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定に基づく政治団体の届出があったので、同法第七条の二第二項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和五年七月七日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
吉田宥玄後援会	吉田宥玄	吉田宥玄	美馬市穴吹町三島字小鳥一二三	令和五年五月二十五日
かげやま勝利後援会	藤川修誌	郡 一志	美馬市野村四四一四番地二	令和五年五月二十六日
宮田 一 後援会	尾形洋一	山本 博	美馬市穴吹町三島字小鳥七二八	令和五年五月三十日
楠本千草後援会	楠本千草	楠本歩美	板野郡板野町下庄字栄寿一九七 ・二	令和五年五月三十日
南 渚 後援会	南 渚	南 邦明	美馬市脇町別所二八三一番地	令和五年六月一日
太田良和後援会	藤井賢治	中川善章	板野郡板野町大寺字大向一五番 地一	令和五年六月五日
			勝浦郡勝浦町大字沼江字西ヶ原	令和五年

轟 ゆきむね 後援会	山側 さやか 後援会	細川 健一 後援会	玉置 守後 援会	峯 義典 後援会
轟 勇輝 心	山側 紗矢香	西浦 始	玉置 守	峯 義典
轟 勇輝 心	山側 紗矢香	谷本 敏美	玉置 守	峯 義典
阿南市新野町清貞一七一番地七	吉野川市鴨島町西麻植字麻植市 六九番地二四	美馬市美馬町字切久保二二七	勝浦郡勝浦町大字星谷字山下一 番地	五四番地四
令和五年 六月十三日	令和五年 六月八日	令和五年 六月六日	令和五年 六月六日	六月五日

徳島県選挙管理委員会告示第八十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年七月七日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一 政党の支部

政治団体の名称		代表者の氏名		異動事項	
自由民主党		坂千代克彦		会計責任者の氏名	
徳島県遺族会支部		酒巻英紀		新	異動の内容
		小林真智子		旧	
		令和五年五月二十五日		異動年月日	

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称		代表者の氏名		異動事項	
新しい徳島をつくる会	井上務	林麻子	森秀司	坂千代克彦	徳島県本部
水谷あゆみ後援会	氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	会計責任者の氏名	会計責任者の氏名
三木とおる後援会	井上麻里	水谷匡志	吉野川市山川町堤外二〇番地五	酒巻英紀	小林真智子
日本遺族政治連盟	林加奈子	坂田幸子	徳島市問屋町二九番地	令和五年五月二十五日	令和五年五月二十五日
令和五年五月十八日	令和五年五月二十二日	令和五年五月二十一日	令和五年五月二十五日	令和五年五月二十五日	令和五年五月二十五日

徳島県水落敏栄後援会	寺井正邇後援会	ないとうさわこ後援会
坂千代克彦	木村松雄	宮内春雄
氏名	代表者の氏名	代表者の氏名
酒巻英紀	木村松雄	宮内春雄
小林真智子	安丸徳廣	陣原ヤスエ
五月二十五日	令和五年五月二十六日	令和五年六月十二日

徳島県選挙管理委員会告示第八十二号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づく政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。
令和五年七月七日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
新しい徳島をつくるみんなの会	柿 成 昇 司	令和五年四月三十日
佐 藤 と も こ 後 援 会	山 田 規 代 美	令和四年十二月三十一日
税理士による後藤田正純後援会	岩 佐 誠 志	令和五年五月二十日
税理士による三木とおる後援会	上 原 英 二	令和五年五月二十日
敷 島 敏 宏 後 援 会	緒 方 利 春	令和五年五月十八日
大 岩 和 久 後 援 会	大 岩 和 久	令和五年五月二十四日

徳島県選挙管理委員会告示第八十二号

平成十九年徳島県選挙管理委員会告示第十号（不在者投票を行うことができる施設を指定した件）の一部を次のように改正し、令和五年六月二十八日から施行する。

令和五年七月七日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一の表中８の項を削り、９の項を８の項とし、１０の項から１５２の項までを一項ずつ繰り上げる。